

令和3年第1回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年3月12日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 会計管理者 佐矢野 靖
総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 熊谷豊司
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 垂水英治
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光
総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第1回上毛町議会定例会議事日程

令和3年3月12日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第11号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第12号 上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第13号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第15号 指定管理者の指定について（西友枝体験交流センター）
- 日程第 7 議案第17号 令和3年度上毛町一般会計予算
- 日程第 8 議案第18号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第19号 令和3年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第10 議案第20号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第21号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第22号 令和3年度上毛町奨学資金特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 令和3年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第14 議案第24号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算
- 日程第15 議案第25号 町道路線の変更について
- 日程第16 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第27号 新町建設計画の変更について
- 日程第18 議案第28号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第19 議案第30号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第21 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

ただいまの出席議員は全員です。

なお、教育長、教務課長は、本日、上毛中学校の卒業式のため、欠席の届出がありましたので、これを許可し、欠席しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月2日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員会委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第14号、日程第5、議案第14号、日程第8、議案第18号、日程第9、議案第19号、日程第12、議案第22号、日程第13、議案第23号、以上6件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は3月8日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、10時に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正2件、当初予算4件の計6案件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。なお、質疑については多岐にわたっているため、主要な質疑のみ報告させていただきます。

議案第13号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、最初に住民課長に説明を求めました。

内容は、一般廃棄物の手数料ごみ袋の1袋当たりの金額について、可燃物大以下、改正をするものです。現在の手数料は、役場が購入者単価に上乗せ料を加算しておりますが、その手数料に一貫性がないため、上乗せ額を3円台とするものです。上乗せ額を3円台とした理由は、小売店や自治会、商工会に支払う委託料をベースに計算しています。また、同一の処理施設で処理する豊前市や吉富町とのバランスや、コロナ禍であることを考慮して改正するものです。改正日は令和3年4月1日となります。

上毛町は条例で処理手数料を決めておりますが、吉富町の条例は、一般家庭の処理手数料は無料、豊前市は条例の定めがありません。自治体によって考え方が違うのが現状です。令和3年度には、ごみ処理施設整備基本計画について協議を行うことになっており、これにより3市町の平準化に向けた提案をしていくとのことでした。

財政面の影響は、次年度予算書案では、ごみ処理手数料の予算が約471万円となっており、これまでの算出方法ですと約601万円になるところ、約130万円の減額となります。ごみ袋の購入価格は499万円です。計算上では同額になるはずですが、役場の使用分やボランティア団体への無料配布、環境整備の日に自治会長に配付するため27万円程度の差額が出ているとの説明でした。

質疑あり。質疑。清掃組合で統一した袋にすればよいのではないか。見直し根拠が不明。答弁。それぞれの考え方や財政状況が違う状況は、今後決まっていくのもう少し先になる。合併時の単価を踏襲したため、手数料の違いがあるものの、そろえた

と理解してもらいたい。

質疑。現在の販売実績は。答弁。可燃ごみ大25.3万枚、小8.3万枚、ミニ8,000枚、瓶の大1万3,000枚、瓶の小5,000枚、ペットボトルが1万7,000枚、リユースは74枚となっております。

質疑。可燃ごみ小が割高に感じるが。答弁。袋の購入原価に対して販売手数料を足して整数にした金額が今回の改正額であるので、これ以上下げるのは適当ではない。

質疑。今後合わせていきたいとのことだが、価格だけではなく、ごみの手数料は減量化を目指したもの、全国的に見ても20円というのは安く、あえて値下げをするべきではないと思うが。答弁。上乗せ額の統一、他市町とのバランス、コロナ禍であることの3点を理解していただきたい。

質疑。分担金が増える中、一定の住民負担は必要だと思うが町の考えは。答弁。3市町の考え方を統一していくよう協議を進める。

質疑。施行日が4月1日となっているが、周知方法は。答弁。3月15日、4月1日の回覧を出して周知する。また、議決後に小売店を集めた説明会を実施する。

討論なし。

採決の結果、賛成多数での原案可決となりました。

次に、議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。

国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に定義されている新型コロナウイルスの文言が変更になったことによる改正との説明でした。

質疑。変異株も含まれるか。答弁。含まれる。

質疑。現実に即した改正か。答弁。具体的な定義が定まったことによる文言の改正であり、現実に即している。

討論なし。採決の結果、全会一致での原案可決となりました。

次に、議案第18号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、最初に、長寿福祉課長と子ども未来課長に説明を求めました。歳入歳出の総額は8億3,608万7,000円。医療費の推移と国保広域化による激変緩和措置の減少を踏まえ、令和2年度は税率の見直しを行ったが、令和3年度は、おおむね横ばいを予測し据置きとしておる。昨年対比177万6,000円の減額となっているとの説明でした。

質疑。出産一時金が5名、死亡者数が20名となっているが少なくないか。答弁。

国民健康保険被保険者だけのものであり、実績に基づくもの。

質疑。滞納世帯の状況は。答弁。令和元年度実績で49世帯となっている。

質疑。特定健康診断の受診状況は。答弁。受診対象は40歳以上で1,311人。そのうち615人が受診している。

質疑。特定診断後の保健指導インセンティブの内容は。答弁。大平楽さわやか市と道の駅しんよしとみの商品券を隔年で配付している。

質疑。ほかのところに変える考えはないか。答弁。現時点では考えていない。

質疑。特定診断受診率向上業務の実績と次年度の目標は。答弁。新規受診者が151人で、前年より40人増えている。次年度は今年度を超えることを目標としたい。

討論なし。

採決の結果、全会一致での原案可決となりました。

次に、議案第19号 令和3年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、最初に長寿福祉課長の説明を求めました。

予算総額は1億4,452万9,000円。歳出で、令和2年度の事務支援システムの改修、広域連合給付金の増加、歳入で、低所得者の保険料の特例措置を平成29年度から段階的に廃止し、令和3年度から本則どおりにしたことにより増額保険料となり、前年対比324万3,000円の増額となっているとの説明でした。

質疑。滞納者の状況は。答弁。令和元年度は6名となっている。

質疑。1人当たりの医療費の推移は。答弁。平成元年は約114万円で県下33位、平成30年も約114万円で28位、平成29年度が一番低く102万円で60位となっており、今年も横ばいと見込んでいる。

討論なし。

採決の結果、全会一致での原案可決となりました。

次に、議案第22号 令和3年度上毛町奨学金特別会計予算について、最初に教務課長に説明を求めました。

予算総額1,460万7,000円、継続者13名、新規貸付け12名分の予算を計上している。自宅通学者が減り、自宅外通学者が9名から13名に増えたことや積立金の増額で、前年比142万7,000円の増額、償還については順調に行われているとの説明がありました。

質疑。貸付者数はピーク時と比較してどうか。答弁。平成23年度からの統計では、

平成26年が12名、それ以降は5名前後で推移している。

質疑。返還計画はどうしているか。答弁。返還計画は最長12年になるが、本人と返済が始まる前に計画を話し合いの上、期間を設定しており、現在、順調に返済が行われている。

討論なし。

採決の結果、全会一致での原案可決となりました。

最後に、議案第23号 令和3年度住宅資金等特別会計について、最初に住民課長に説明を求めました。

予算総額は、前年度と同額の6万2,000円、歳入歳出とも昨年度と比較増減はないとの説明でした。

質疑。滞納総額は。答弁。元金5,200万円、利子が1,000万円となっている。

質疑。一番古い貸付案件は。答弁。昭和55年。毎年納付書を通知し、納付を促している。

質疑。滞納人数の状況は。答弁。昨年、完納により1人減り、19人になっている。

質疑。他市町では特別会計から一般会計に移しているが、その考えは。答弁。京築・田川地区では行橋市が一般会計に移している。県との協議を行いたい。

討論なし。

採決の結果、全会一致での原案可決となりました。

その他案件はありません。以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 委員長の報告が終わりました。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第2、議案第11号、日程第3、議案第12号、日程第6、議案第15号、日程第10、議案第20号、日程第11、議案第21号、日程第14、議案第24号、日程第15、議案第25号、日程第16、議案第26号、日程第17、議案第27号、日程第18、議案第28号、以上10件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は3月9日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時55分開会、10時58分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案2件、当初予算案3件、その他5件の10案件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第11号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、最初に総務課長に説明を求めました。

上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり提出する。理由として、公職選挙法の改定に伴い、上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担を行うに当たり、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容の説明ですが、今回制定する条例の内容としては、1、選挙運動用自動車の使用、2、選挙運動用ビラの作成、3、選挙運動用ポスターの作成における公費負担の3項目です。

質疑。供託金はこの条例が制定されようとされまいと、15万円、立候補するときに必要なことか。答弁。そのとおりです。

質疑。公費負担について支払いはどういうふうになるのか。例えばポスターの支払いとか自動車の借上げなどは直接町のほうに請求書を出すものか、それとも、一旦候補者が立替えをして後で請求するのか、手続的にどういうふうになるのか。答弁。制度の手続ですが、まず業者と有償契約を締結し、委員会に届出をします。選挙が終わってから契約を結んだ相手の業者から町長に対して請求書を提出します。候補者のほうは経由をしません。経費については直接業者支払いとなります。

討論。討論なし。

採決。議案第11号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第12号 上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。理由ですが、上毛町西友枝体験交流センターの今後の適正かつ安定的な運営を図ることを目的として利用料金の見直しを行うに当たり、本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

質疑。実質宿泊料金は引上げという形になっているようですが、この引上げに伴い、総額どれくらいの増額になるのですか。基本的にここは元西友枝小学校跡地ということで、活性化ということで交流センターができたと思うんですが、利益までいかなくとも収入を当てにすることではなく、地域活性化の施設ということで、料金も低額で皆さんが借りやすいような形で有効活用していただくほうがよいのではないかと答弁。試算として令和3年度見込みとして1,010人程度、後の資料にも示していますが、そのうち920人が宿泊するだろうということで、実際の改定額からすると約80万円の利益が上がるかと考えています。

質疑。この金額を変更するに当たって、現在、そこで働いている方の人件費が非常に安いと聞いているのですが、実際はどうなるんですか。答弁。それについても改善することになります。

質疑。それで、1人当たり、時間給か日当か分かりませんが、幾らが幾らかに改善されるのか。答弁。一応、福岡県の最低賃金が842円で、今来ていただいている方、手伝っていただいている方は、一応原則800円が支払われています。それを900円ぐらいに上げたい。それから、毎日いる管理人さんの手当が1日2,500円、今の役員の方は我慢できるが、将来にわたってできないので、その辺も少し引き上げさせていただくことを考えています。それも今からの協議です。

討論。討論なし。

採決。議案第12号 上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第15号 指定管理者の指定について、最初に総務課長に説明を求めました。

公の施設の指定管理者を次のように指定する。1、管理を行わせる公の施設の名称。上毛町西友枝体験交流センター、2、指定管理者となる団体の名称、西友枝体験交流センター運営委員会、3、指定の期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。理由ですが、西友枝体験交流センター運営委員会を西友枝体験交流センターの指定管理者として指定するため、上毛町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に關す

る条例5条の規定により議会の議決を求めるものです。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

議案第15号 指定管理者の指定については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第20号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和3年度上毛町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,809万1,000円と定める。現在の農業集落排水事業の実施状況ですが、加入人口から見た接続率については、八並・吉岡地区で78.1%、土佐井地区で75.7%、全体で76.7%の状況になっています。2年度より、土佐井地区で6人、八並・吉岡地区で2人の減で、合計4名の増加となっています。

質疑。7ページの収入20万2,000円増えていますが、戸数は何戸増えたのか。
答弁。4人が増えています。戸数で言えば1軒です。

質疑。新規に両地区に来て家を建てた方には接続を義務的にしているのかどうか。
答弁。新規に地区内に建設された方には、浄化槽補助金が建設課の所管となっていますが、浄化槽の補助金は使えないので、建設課としては農業集落排水につないでくださいとの要望をしています。

質疑。処理施設維持管理業務委託料、これは職員の賃金が上昇したということですが、どのくらい上がってきていますか。これは平成30年から引き上げているようです。
答弁。平成30年は、土佐井地区の施設が15年経過したことにより、施設の管理工程が増えたということで、その分を引き上げました。それからは変わっていません。

討論。討論なし。

採決。議案第20号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算については、当委員会は、全会一致で可決することに決しました。

議案第21号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和3年度上毛町の簡易水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入

歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,785万2,000円と定める。

現在の簡易水道は、給水区域内の計画給水人口における加入率は、安雲配水池給水区域が85.1%、原井配水池給水区域が86.7%、全体として昨年度より0.7ポイント高い85.1%となっています。また、本町全体の水道普及率は、福岡県が示す試算によると普及率は51.9%となっています。

質疑。京築地区から1日に800トンですよ。ならしてどのくらい使っているのか。答弁。800トン全てもらおうと貯水池からこぼれることがあるので、現状は650トンを水道企業団から受水を受けています。

質疑。1日150トンが余分に責任水量としてかかっているわけですが、それから、水道料金を払う方法、水道企業団に払う毎月分、これはどのような形になっているか。答弁。それは、建設課のほうから書類が来ます。水道企業団のほうに口座振込をしています。

討論。討論なし。

採決。議案第21号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計予算については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第24号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算について、最初に関交推進課長に説明を求めました。

令和3年度上毛町の工業用地等造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40万円と定める。

質疑。企業を誘致する際には、事前に地元説明会を開催し、周辺住民の同意を得て行うという考えはないのですか。答弁。これについては再三質問がありますが、地元説明会をする予定でしたが、新型コロナの影響により自治会長と協議をして書面で説明する旨、了解を得て行っています。そもそも、あのところは農工法の土地で、設定が工業等用地を受け入れる土地だったということを皆さんが認識していました。

討論。討論なし。

採決。議案第24号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算については、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第25号 町道路線の変更について、最初に建設課長に説明を求めました。

町が管理する道路としての必要性が生じたため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。路線の種類については、2級路線が1路線とその

他の路線が5路線あります。山国川の河川改修工事に伴い、付け替え道路を建設したことにより、その道路を町へ移管されたことと、隣接地権者の要望で町道の起点を変更したことによるものです。起点の変更によるものが3路線と、終点の変更によるものが3路線となります。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。議案第25号 町道路線の変更については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第26号 町道路線の認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

町が管理する道路としての必要性が生じたため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。今回認定する路線は16路線で、全てその他の路線です。成恒地区の工業等用地造成事業により建設された団地内の道路と、圃場整備事業で建設された未認定の路線を今回認定するものです。農道舗装工事が完了した道路で、下唐原の小山田地区の路線3路線と東上の有田地区の路線12路線の認定をお願いするものです。

質疑。圃場整備の関係で言うと、随分時間がたっているのではないかと。答弁。言われるとおりの時間がたっています。町のほうで認定ができていなかった部分について、今回、認定をお願いするものです。

質疑。16路線で総延長は幾らか。答弁。全体で3,638.9メートルです。

討論。討論なし。

採決。議案第26号 町道路線の認定については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第27号 新町建設計画の変更について、最初に企画情報課長に説明を求めました。

理由ですが、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、合併特例事業推進要綱の一部が改正され、合併特例債の発行期間が延長されたこと等により、新町建設計画の一部を変更することについて、市町村合併の特例に関する法律第5条第7項に基づき、議会の議決を求めるものです。

質疑。ざっと目を通しました。感じるのは、今度できている体育館、これの位置づ

けは上毛町としてどういうふうに捉えていくのか。単に運動したり体づくりをやるだけではなく、これから先の上毛町のシンボル、大池公園もそうでしょう、そういう事柄を考えると、体育館の果たす役割をしっかりと位置づけて、これから先のまちづくりをやるんだろう。これによって出てくる人の流れ、定住とかにインパクトを与える、そういう位置づけも新町建設計画に欲しいという思いを持つが、どうか。答弁。先ほど説明いたしました新町建設計画については、総合計画に網羅されています。令和3年度総合計画の後期基本計画を策定することになっています。その時点で、議員の言われた体育館の位置づけ等を明確にうたい込んでいきたい。

質疑。職員数は令和5年から91名体制となっている。令和7年度、人件費が削減されているが、これは何か。答弁。条例定数は103名、職員の管理計画によって今91名というふうなことで事務執行を行っています。令和7年度に落ち込むのは、今から退職される方がどんどん出ます。新規採用者を補充していくその給与の差額となります。

討論。討論なし。

採決。議案第27号 新町建設計画の変更については、当委員会は起立多数で可決することに決しました。

議案第28号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、最初に総務課長の説明を求めました。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和3年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に、田川地区広域環境衛生施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。

質疑。質疑なし。

討論。討論なし。

採決。議案第28号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第7、議案第17号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長(峯 新一君) 委員会とすれば、最後になります。予算決算常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託された案件は、議案第17号 令和3年度上毛町一般会計予算1件の1案件であります。当委員会は、昨日、3月11日に委員会を開催しました。皆様には大変長時間にわたり、ありがとうございました。お疲れでした。そこで付託された議案の審査を行い、次のとおり決定しましたので報告申し上げます。

議案第17号 令和3年度上毛町一般会計予算について、まず最初に総務課長より総括説明を受け、詳細については各課長より説明を受けました。

第2次上毛町総合計画に基づく令和3年度の予算編成基本方針等による予算編成であり、歳入歳出の総額をそれぞれ58億8,000万円とする予算等の審査が行われました。

当委員会では、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。これに伴い、我々議会議員の責任もついて回ります。そこを肝に銘じ、皆さんで頑張っていかなければなりません。

以上で報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) 委員長の報告が終わりました。これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第11号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例の制定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君) 全会一致。したがって、議案第11号 上毛町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第3、議案第12号 上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君) 全会一致。したがって、議案第12号 上毛町西友枝体験交流センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第4、議案第13号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する

条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）この一般廃棄物処理手数料の改正についてであります。地球環境問題は人類の大きな課題であり、国はレジ袋の有料化によりごみの排出の削減を目指し、環境に配慮した政策、また、プラスチックの有料化も新たに制度化が進められております。ごみの有料化は、ごみ排出への意識改革となり、減量にもつながるものであります。

本町のごみ運搬処理料は約1億円ほど拠出しており、今後も財政負担が増嵩すると予測されます。あえてこの時期に、時代の潮流に逆行し、逆効果となるこの議案を理解し難いということで反対するものであります。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

岩花議員。

○3番（岩花寛之君）私は、議案第13号に賛成の立場から討論させていただきます。

本案の改正理由は、袋によって違いのあった上乗せ額の統一、同じ施設で処理する豊前市や吉富町との価格バランスの是正、コロナ禍で家庭ごみが増える中で住民負担の軽減を考慮したとのことでした。

豊前市、吉富町との何のバランスが悪いのか。全協の資料によると、現在の当町のごみ袋の上乗せ額は最低が3円、最高が15.5円と違いがあり、手数料率は最低が5%、最高で50.5%となっております。また、上毛町だけが商工会を通じて小売店に納入しており、破れにくくするために他市町より厚いビニールにしていることも関係しておりますが、同一処理センターを運営しているにもかかわらず、ごみ袋の単価は、燃えるごみ大の1ロール20枚で、豊前市が249円のところを上毛町は400円と最大151円もの違いがあります。

国の指針は、平成17年5月26日に、廃棄物処理法で経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革を進めるため有料化の推進を図るべきであるというふうにあります。つまり、上毛町だけが国の指針に準じていたこととなります。

一方、豊前市外二町清掃施設センターの状況は、先日、現地の事務局にも確認しましたが、新型コロナウイルスによる外出自粛が続き、一般家庭から排出されるごみの量は、令

和元年度に比べ、家庭ごみ25トンの増、ペットボトル700キログラムの増、プラごみ450キログラムの増となっております。

財政調整基金が減ったこともあり、豊前市清掃センターの負担金も言われるように増加しており、今年度は8,413万5,000円となっております。ごみ袋単価の改定による財政影響は130万円ほどであり、1市2町でごみ袋の価格の違いは、本来大きな問題ではなく、ペットボトルと缶の混入処理や増加するプラごみによる燃料費の高騰や焼却炉への負担増、最終処分場がいっぱいになったことによる財政負担が1年間で1億円近くなることのほうが自治体の負担増になり、ひいては住民にも大きな負担をかけることになっていることのほうが大きな問題です。

このような状況であれば、ごみ袋代を増額し、ごみの減量に努めなければならないというのも分かりますが、コロナ禍の住民負担を少しでも少なくしようとする行政の姿勢と、それを可能にする財政状況にしてきた職員の皆様の功績に感謝したいと思います。

本来であれば、豊前市、吉富町と協議を行い、統一の価格、手数料、販売方法にするのがベストですし、もっと言えば、3市町統一のごみ袋にすればコストダウンも図れ、豊前、吉富のどの店舗でも購入ができるようになります。それぞれの自治体の財政状況や考え方を反映する中で、一部事務組合で意思統一するのは、吉富町とのし尿処理場の問題からしても大変難しいことも理解できます。

委員会での説明もありましたが、来年令和3年度から、豊前市外二町事務組合では、ごみ処理施設の整備基本計画等策定業務を行います。組合長である坪根町長においては、強いリーダーシップの下、この問題に議会とともに果敢に取り組んでいただき、どうか将来の当地域のごみ行政が九州一のモデル地区となることをお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第13号 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第14号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第15号 指定管理者の指定について（西友枝体験交流センター）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第15号 指定管理者の指定について（西友枝体験交流センター）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議案第17号 令和3年度上毛町一般会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第17号は、反対の立場から討論いたします。

反対理由の第1点は、新体育館建設の必要性は認めますが、これまで町は、町民や議会に丁寧に説明を行ってこなかった。建設場所としては、上毛町防災マップに照らして適正な場所とは言えない。新体育館の周囲の高さ3.5メートルから5メートルの盛土を造ることは無駄な工事である。当初の計画の建設費はおおむね18億円でしたが、約27億円と9億円増額されているが、その積算根拠は不透明であり、将来の町財政に弾力性を欠き、硬直化が危惧される。

2点目、大池公園西側に新たなトイレを造る必要性はありません。建設費は、面積64.2平米に対し9,000万円と非常に高く、経済効果は期待できません。

3点目、イルミネーション設置委託料について、令和2年度は約700万円の予算計上でしたが、令和3年度は950万円に増額されています。設置期間にほとんどの人が訪れていないので再考すべきです。

4点目、小学校調理業務委託は、食育という観点から考えると好ましい実施法とは言えません。

5点目、同和行政は僅かな予算計上であるが、法も失効しているので中止すべきであります。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

廣崎議員、賛成討論ですか。

○5番（廣崎誠治君）議案第17号を賛成の立場から討論します。

私は、今まで大池公園整備事業については反対してきました。今年度の予算の中にも大池公園整備事業関連の園路整備が予算計上されています。トイレ整備については9,000万円、この金額から非常にぜいたくなトイレだろうと推測されます。

本来なら反対討論したいところですが、しかし、今年度の当初予算には新型コロナウイルス対策費のワクチン接種事業関連事業も計上されてます。コロナワクチン接種関連予算は、町民の皆様にとっては非常に重要な予算です。よって、この新型コロナウイルス対策費のワクチン接種事業関連事業予算が計上されているこの今年度予算には賛成いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、議案第17号について、賛成の立場より討論いたします。

本予算は、コロナ禍という異常事態の中において、民生、農政、コロナ医療対策、教育、そして、まちづくり構想等の推進、住民の健康と幸せを考えた全般的に配慮の行き届いた予算だと考えられます。行政執行部の予算編成に対する御腐心が見て取れる非常にバランスの取れた良い予算だと認め、本予算に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第17号 令和3年度上毛町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議案第18号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第18号は、反対の立場から討論いたします。

国民健康保険に加入してるほとんどの方は、国民健康保険税の負担が重いと言ってます。国は、1984年まで医療費の45%を負担してましたが、医療給付費の50%にして、国の医療費の負担割合を引き下げてきたことにあります。国の国民健康保険

の運営の在り方に問題があるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第18号 令和3年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、議案第19号 令和3年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第19号は、反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者とを切り離して差別医療を押しつけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第19号 令和3年度上毛町後期高

齡者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第10、議案第20号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第20号 令和3年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第11、議案第21号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第21号 令和3年度上毛町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第12、議案第22号 令和3年度上毛町奨学資金特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第22号 令和3年度上毛町奨学資金特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第13、議案第23号 令和3年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第23号 令和3年度上毛町住宅新築資金等特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第14、議案第24号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第24号は、反対の立場から討論いたします。

この造成事業は、事前に地元説明会も開催せず進めているので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって議案第24号 令和3年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第15、議案第25号 町道路線の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第25号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第16、議案第26号 町道路線の認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第26号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第17、議案第27号 新町建設計画の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は、議案第27号は、反対の立場から討論いたします。

新町建設計画の変更については、新体育館建設費用約27億円を超えた財政計画が示されてるが、新体育館建設に伴い、関連した事業がどのぐらいかかるのか示されておらず、その後の公共施設の更新、2040年までの人口1万人構想を考えると、新体育館建設費約27億円はあまりにも大き過ぎ、将来の財政の弾力性を欠き、硬直化を招くことが危惧されるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第27号 新町建設計画の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第18、議案第28号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第28号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分です。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮崎昌宗君）それでは、休憩を解き、引き続き会議を再開いたします。

2番、友岡議員より途中退席する旨の届出がありましたので、これを許可していただきますことを御報告いたします。

○議長（宮崎昌宗君）これから、本日追加議案の上程を行います。なお、議案の上程に

際し、議案名の朗読は省略します。

日程第19、議案第30号、以上1件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）まずもって、本定例会に提出いたしました令和3年度上毛町一般会計予算をはじめ、全議案を御可決いただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。令和3年度につきましては、議会初日の提案理由でも申し上げましたが、長引くコロナ禍における感染拡大を早急に封じ込め、正常な経済活動と平穏な生活を取り戻すことを念頭に置き、新年度の事業を進めてまいる所存でありますので、議員各位のより一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました追加議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第30号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第14号）であります。令和3年第1回議会臨時会におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の予算を御可決いただいておりますが、今回、国においてワクチン接種の進捗状況の確認等及び接種後の予診票等のデータの取り込みを行うため、マイナンバーカードとひもづけたワクチン接種記録システムの構築を行います。この構築を行うための関係予算が令和2年度予算として交付されますので、今回補正予算として予算措置を行うものであります。

また、支所の受水用の水中ポンプが、経年劣化により今会期中に故障が発覚いたしましたので、その取替えのための工事費を併せてお願いするものであります。

以上、1議案であります。大変重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。ただいま提案理由のありました議案は本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は議案内容の説明に対する質疑と併せて行いますので、御了承ください。

日程第19、議案第30号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、議案第30号につきまして御説明をいたします。

議案第30号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第14号）。

令和2年度上毛町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,461万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

令和3年3月12日提出。上毛町長、坪根秀介。

それでは、予算書の4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございますが、令和3年第1回議会臨時会で予算措置させていただいておりました4款1項新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の繰越明許費を、限度額1,686万7,000円から1,899万円に変更する予算措置をお願いするものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明をさせていただきます。予算書の9ページをお願いいたします。

2款1項11目支所費でございますが、補正額として100万円をお願いしております。内容でございますが、15節工事請負費に、支所の給水施設水中ポンプが経年劣化によりまして正常な運転ができなくなりましたので、今回取替えを行う工事費といたしまして100万円をお願いするものでございます。

次に、予算書10ページの4款1項5目新型コロナウイルス感染症対策費でございますが、補正額として212万3,000円をお願いしております。内容でございますが、13節委託料に、町の健康管理システムからマイナンバー等の情報を取り込み、接種状況等の情報を国の接種記録システムに登録するためのシステム改修費、それから、ワクチン接種後の予診票等のデータを町の健康管理システムに取り込むためのシステム改修経費として212万3,000円をお願いするものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、予算書の8ページをお願いいたします。

今回の補正財源でございますが、特定財源といたしまして、国庫支出金であります

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金212万3,000円を充当し、一般財源としては、特別交付税100万円を計上させていただいております。

以上で議案第30号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）マイナンバーをってる人と持っていない人の流れというのはどのようになるのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）マイナンバーは皆さんお持ちだと思うんですよ。マイナンバーカードは持っていないにしても、マイナンバー自体は全てに付番されてますので、その辺はうまく連動できるようにはなっております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）それは、接種のときか何かでそれが要るんですか。問診なりクーポン券か、流れとして、それをどのようなときに、我々が書くとか何か、そういうことをするんですか。私たちは一切関係ないんですかね。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）接種のときは接種券番号で管理を行いますので、本人確認は必要なので、そのときにはマイナンバーカードなり免許証なり本人が確認できる書類は必要ですけども、それ以外は本人が確認できる書類であればそれで構いません。（「現場で確認、現場ではどうするの」と呼ぶ声あり）

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）現場で本人確認を行う際に、マイナンバーカードなり免許証なり、そういったものは必要になります。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。3回目です。

○8番（三田敏和君）そしたら、要するに通知票というのが家にある人も、まだ持っている人もおる。それについては、何も本人が接種とか何とかする段階では、番号を記入していくとか、そんなことはないんですね。それは、町にあるナンバーか何かはその

まま流用されるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） そういったことになります。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員。

○9番（安元慶彦君） いよいよ接種の時期が迫ってきておると思うんですけど、ちょっと私の認識不足かも知れませんが、1市3町で何かこれに対応できるチームと申しますか、体制と申しますか、そういうものをつくって、そこが主体的になってやるのかなと思ってるんです。それとも、各市町から、私なら私に「あんたはいつですよ」とかいう通知か何か来て、それによって接種ができるのか。その辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 接種券、クーポン券ですね、それを各個人宛てに通知をいたします。その準備を今やっている最中です。ただ、それについては、接種の直前と申しますか、あまり早く送っても紛失されたりとかそういったこともございますので、接種の日程が決まったらその前には、各家庭に、個人宛てに通知させていただくようにはしたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 安元議員。

○9番（安元慶彦君） そうしますと、各個人でいろいろな健康状態とか、あるいはまた用件があるとかいうことで決められた日に応じられない場合は、こっちから申出をして、いついつにしてもらいたいと、そういうことができるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 一応接種する前に予約が必要になります、この分については。予約日に受けていただくことになるんですけど、直前で都合が悪くなったとか、体調が悪いからとかいうことで、キャンセルなり再度申込みなりはしていただかないといけないと思います。

○議長（宮崎昌宗君） よろしいですか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 私もいよいよワクチン接種の時期が来たかなという感じがするんですが、まず、本町の場合はお医者さんが少ないということで、お医者さんと看護師さん等、医療要員の確保がどうなってるのか。単体で本町だけでやる場合はそういう心配もある。また、地域自治体でやればどういうふうなやり方になるか。また、場

所の問題、どこでやるのか。本町の大きい公会堂でやるとか、あるいはかかりつけ医に行ってみるとか、いろいろな方法、接種の順番とか方法とか場所とか、そういうものは最低限決まってるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 接種に当たる医師とか看護師の件ですけど、それについては今、豊前築上医師会と調整をやらせていただいています。これについては、町内の医療機関だけでは到底こなせませんので、医師会のほうと調整して、チームを組んでいただいて、それで豊築管内を分担して回るような形になろうかと思います。

会場につきましては、当分の間といいますか、出始めは高齢者の方については、最初、集団接種ということで、会場はげんきの杜を予定しております。当町においてはですね。その後、各医療機関で個別に接種していただくことも織り交ぜながら進めていくことを予定しております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員、よろしいですか。

○6番（宮本理一郎君） はい。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 私は、コロナの件は皆さんが聞いたのでいいんですが、工事請負費の支所の給水施設のポンプの取替えです。議会中に故障したというふうにおっしゃってましたが、じゃあ今現在どうしているのか。それから、この100万円という切りのいい金額にしていますけど、普通の家庭用とは違って大きいんだと思いますが、規格とか井戸の深さとか、そういうのはどうなってますか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 議会中に故障したということで、水曜日の朝ですか、受水槽が空になってたというようなことで職員が気づきまして、それから対応を行ったということでございます。この理由としては、一応水中ポンプについては満水になれば空転防止がかかって止まると。水位が減れば、またポンプが動き出すというようなリレー方式なんですけど、それが全く作用してないということで業者さんに見ていただいたら、もう30年経過してる水中ポンプで、いつ故障してもおかしくない、いつ止まってもおかしくないというような状況と聞いております。

今現在は、職員が受水槽の水位を見ながら直結、そういうリレー方式じゃなくて、電気を入れたり差したりして、受水槽のほうに水をためてるというような状況で、今

対応させていただいております。

それから、100万円ということですが、見積りが一応99万7,000円
で出てますんで、そういうことで100万円にさせていただいたと。

水中ポンプの大きさについては32インチです。1.5キロワットの200ワット
というようなことで、多分、揚水の力が大きいポンプというようなことになろうかと
思いますので、そういう金額になるということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）よろしいですか。

○5番（廣崎誠治君）いいです、はい。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑はございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第30号 令和2年度上毛町一般会
計補正予算（第14号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出
についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規
則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査
としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 日程第21、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年第1回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時28分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 月 日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員